

第10回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年10月15日(木)

場所 市役所3階 301会議室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 4件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
(申請件数 1件)
- 議案第4号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について
(申請件数 1件)
- 議案第5号 農地台帳登録願について
(申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 2件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のために出席 した者(事務局)	事務局長	中村 顕治
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後3時56分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第10回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、4番荒幡善政委員、10番宮崎義憲委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、1件の申請がございました。

申請番号1番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和元年12月5日申請人の夫の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして森谷委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6 番
(奥住 雄一君)

本日午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①から⑥の農地は、ニンジン、ナス、ネギ、サトイモ、ハクサイ、ブロッコリーが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、4件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成5年1月14日に相続し、前回調査は、平成29年9月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は

それぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成22年12月2日に相続し、前回調査は、平成29年8月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成14年2月1日に相続し、前回調査は、平成29年10月16日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成14年2月21日に相続し、前回調査は、平成29年10月16日になります。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。③の農地は、サツマイモ、カリフラワーが栽培されておりました。④の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、ダイコン、ハクサイ、サトイモ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、サトイモが栽培されておりました。②の農地は、ダイコンが栽培されておりました。③の農地は、トウモロコシが栽培されておりました。④の農地は、作付け準備中でした。⑤の農地は、ダイコン、キャベツ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、ナス、サトイモが栽培されておりました。②の農地は、ネギ、ハクサイ、ブロッコリーが栽培されておりました。③の農地は、ネギ、ハクサイ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、森谷委員。

2番
(森谷 常夫君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長
(石川 裕一君)

はい、加園委員。

12番
(加園 好久君)

2番と3番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長
(石川 裕一君)

はい、宮崎委員。

10番
(宮崎 義憲君)

4番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願につ

いて」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1件申請がございました。

申請番号1番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和元年8月16日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。③の農地も作付け準備中でした。④の農地は、ネギ、ブリッコリー、ハクサイが栽培されておりました。⑤の農地は、ケヤキ等、植木が植えてありました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、1番の申請地については、私が現地を確認しております。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第4号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について、1件申請がございました。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間は令和2年11月1日から令和7年3月31日までです。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、サツマイモが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第4号につきましては、承認してよろしいかと思えます。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、1番の申請地について、私が現地を確認しております。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第5号「農地台帳登録願について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第5号、農地台帳登録願について、1件申請がございました。

本件は、平成30年10月15日の本総会において決定された現況農地の認定基準に基づき、要件が満たされていると認められる土地について、農地として認定するものがございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。平成7年4月5日付で農地転用の届出がなされており、地目は宅地となっておりますが、平成21

年4月頃より耕作を開始しており、認定基準に合致するものと考えております。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしくお願いたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第5号「農地台帳登録願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、サトイモ、ダイコン等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第5号につきましては、承認してよろしいかと思っております。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、加藤委員。

3番
(加藤 武君)

1番の申請地について、現地を確認しております。

議長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第5号「農地台帳登録願について」は、承認したいと思っております。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長

ありがとうございました。それでは議案第5号についま

(石川 裕一君)

しては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、2件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、いずれも一般住宅でございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番と2番の届出地ですが、私が現地を確認しております。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第10回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時14分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和2年10月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩